

# 官報

昭和二十九年五月三十一日

## 参議院會議録第五十五号

昭和二十九年五月三十一日(月曜日)午後四時三十二分開議

議事日程 第五十五号

昭和二十九年五月三十一日

午前十時開議

第一 昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 昭和二十九年四月における凍害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 日雇労働者の福利厚生施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四 信州大学医学部附属病院復興に関する請願 (委員長報告)

第五 私立学校教職員共済組合の年金に関する請願(十七件) (委員長報告)

第六 茨城大学に工業短期大学設置の請願 (委員長報告)

第七 高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願(十件) (委員長報告)

第八 学校給食予算増額等に関する請願 (委員長報告)

第九 学校給食法制定等に関する請願(五件) (委員長報告)

第一〇 風水害地域の学校給食に関する請願 (委員長報告)

第一一 老朽校舎改築費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第一二 老朽校舎復旧等に関する請願 (委員長報告)

第一三 義務教育費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)

第一四 義務教育費国庫負担増額等に関する請願 (委員長報告)

第一五 教職員の定員確保に関する請願 (委員長報告)

第一六 学校給食完全実施等に関する請願 (委員長報告)

第一七 へき地教育振興法制定促進に関する請願(三件) (委員長報告)

第一八 義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律制定反対の請願 (委員長報告)

第一九 熊本大学に臨海実験所本館建設の請願 (委員長報告)

第二〇 学校給食法制定に関する請願(十五件) (委員長報告)

第二一 学校給食法制定促進等に関する請願(十五件) (委員長報告)

第二二 学校給食費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)

第二三 大分県上北津留村小学校校舎改築に関する請願 (委員長報告)

第二四 危険校舎改築促進等に関する請願 (委員長報告)

第二五 国立民族博物館設置に関する請願 (委員長報告)

第二六 教育環境浄化に関する請願(二件) (委員長報告)

第二七 高等学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)

第二八 中学校建築基準引上げ等に関する請願(六件) (委員長報告)

第二九 被災地の学校給食費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)

第三〇 青年教育振興助成金増額に関する請願 (委員長報告)

第三一 危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第三二 公立学校事務職員の身分に関する請願(二十三件) (委員長報告)

第三三 学校の安全教育拡充強化に関する請願 (委員長報告)

第三四 書道教育実施に関する請願 (委員長報告)

第三五 幼稚園教育振興に関する請願 (委員長報告)

第三六 工場学校教育に関する請願 (委員長報告)

第三七 福岡県桂川町史跡王塚古墳壁面模写費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第三八 新潟大学畜産学科設置等に関する請願 (委員長報告)

第三九 小学校教員の定数増員に関する請願(二件) (委員長報告)

第四〇 教員の定数増員等に関する請願(二件) (委員長報告)

第四一 義務教育費国庫負担増額に関する請願 (委員長報告)

第四二 義務教育費全額国庫負担等に関する請願(三件) (委員長報告)

第四三 学校給食費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)

第四四 学校建築費等全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)

第四五 小学校教員の定数増員等に関する請願(二件) (委員長報告)

第四六 学校給食費全額国庫負担等に関する請願 (委員長報告)

第四七 歴法審議会設置に関する請願 (委員長報告)

第四八 婦人教育振興費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第四九 東京水産大学の東京移転に関する請願 (委員長報告)

第五〇 へき地教育振興促進に関する請願 (委員長報告)

第五一 高等学校の図画、工作両科必修制に関する請願 (委員長報告)

第五二 文化財保護法中一部改正等に関する請願 (委員長報告)

第五三 公立学校事務職員の身分等に関する請願(七件) (委員長報告)

第五四 教員の定数増員に関する請願(三件) (委員長報告)

第五五 奈良県立医科大学の国立移管に関する請願 (委員長報告)

第五六 危険校舎改築費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)

第五七 国宝の保存修理費全額国庫負担等に関する請願 (委員長報告)

第五八 教育公務員特例法中一部改正に関する請願 (委員長報告)

第五九 学校薬剤師の法制化に関する請願 (委員長報告)

第六〇 危険校舎改築に関する請願 (委員長報告)

第六一 冷害地の児童生徒救済に関する請願(四件) (委員長報告)

第六二 理科教育振興法に関する請願 (委員長報告)

第六三 教員の定員確保に関する請願 (委員長報告)

第六四 義務教育学校教員の定員確保に関する請願 (委員長報告)

第六五 高等学校定時制教育等の経費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第六六 高山祭及び屋台保存に関する請願 (委員長報告)

第六七 奄美学生留學費存続に関する請願 (委員長報告)

第六八 五大市定時制高等学校教員の給与に関する請願 (委員長報告)

昭和二十九年五月三十一日 参議院會議録第五十五号

昭和二十九年五月三十一日 参議院會議録第五十五号 議長の報告 會議 議事日程追加の件 積雪寒冷地帯振興対策審議会委員の選挙 議事日程追加の件 海

第六九 国立岩手大学に附属高等  
学校設置の請願 (委員長報告)  
第七〇 元海軍工士より養成所卒  
業生の文部省資格認定に関する  
請願(二件) (委員長報告)

第七一 老朽校舍改築に関する請  
願 (委員長報告)  
第七二 大都市小中学校児童生徒  
の収容対策に関する請願  
(委員長報告)

第七三 岡山県備前町伊部南大衆  
跡を重要文化財に指定するの請  
願 (委員長報告)  
第七四 学校給食法制定に関する  
陳情 (委員長報告)

第七五 へき地教育振興法制定に  
関する陳情(二件) (委員長報告)  
第七六 埼玉県山口中学校独立校  
舎建設等に関する陳情  
(委員長報告)

第七七 婦人教育振興費国庫補助  
増額に関する陳情 (委員長報告)  
第七八 学校給食法制定等に関す  
る陳情(二件) (委員長報告)

第七九 高等学校定時制教育等の  
振興に関する陳情 (委員長報告)  
第八〇 中学校建築基準引上げ等  
に関する陳情(二件) (委員長報告)

第八一 学校給食法制定促進等に  
関する陳情 (委員長報告)  
第八二 史跡王塚古墳壁面模写費  
国庫補助に関する陳情  
(委員長報告)

第八五 公立学校事務職員の仕事  
に関する陳情(四件) (委員長報告)  
第八六 公立学校事務職員の仕事  
等に関する陳情 (委員長報告)

第八七 学校保健法制定促進等に  
関する陳情 (委員長報告)  
第八八 危険校舍改築費国庫補助  
に関する陳情 (委員長報告)

第八九 小中学校教員の定数に関  
する陳情 (委員長報告)  
第九〇 中学校雨天体操場建設に  
関する陳情 (委員長報告)

第九一 第十七回オリンピック大  
会競技場建設費国庫負担に関す  
る陳情 (委員長報告)  
第九二 静岡県袋井町法多山仁王  
門等国宝指定に関する陳情  
(委員長報告)

第九三 理科教育振興法改正に関  
する陳情(三件) (委員長報告)  
第九四 自動車用石油製品の輸入  
促進等に関する陳情 (委員長報告)

第九五 理科教育振興法改正に関  
する陳情(三件) (委員長報告)  
第九六 自動車用石油製品の輸入  
促進等に関する陳情 (委員長報告)

第九七 理科教育振興法改正に関  
する陳情(三件) (委員長報告)  
第九八 自動車用石油製品の輸入  
促進等に関する陳情 (委員長報告)

農林委員 野溝 勝君  
同 棚橋 小虎君  
運輸委員 村尾 重雄君  
同 石原幹市郎君

同日本院は、国会の会期を六月三日ま  
で三日間延長することを議決し、即日そ  
の旨を衆議院及び内閣へ通知した。  
同日可決した左の本院提出案は、即日  
これを衆議院に送付した。  
教育公務員特例法の一部を改正する  
法律案

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

同日本院は、左の議員提出案を衆議院  
に送付した。  
日本国との平和条約の効力の発生及  
び日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基づく行政協定  
の実施等に伴い国家公務員法等の一  
部を改正する等の法律の一部を改正  
する法律案(千葉信君外六十七名発  
議)

の手紙を省略して議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○議長(河井彌八君) 杉山君の動議に賛成をいたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないかと認めます。よつて議長は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に、上林忠次君を指名いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長森崎隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十九年五月二十九日 衆議院議長 堤 康次郎 参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案 昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、北海道及びその東南海域を主たる被害区域とする昭和二十九年五月九日及び十日の暴風雨によつて損失を受けた漁業者又は水産業協同組合に対し、漁船及び漁網の復旧に必要な資金の融通を円滑にする措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害漁業者」とは、前条の暴風雨によりその所有する漁船又は漁網(政令で定めるものを除く。以下同じ)が沈没し、流失し、又は損壊したため、著しい損失を受けた漁業者をいふ。

2 この法律において「被害組合」とは、前条の暴風雨によりその所有する漁船又は漁網が沈没し、流失し、又は損壊したため、著しい損失を受けた水産業協同組合をいふ。

3 この法律において「金融機関」とは、農林中央金庫その他政令で定める金融機関をいふ。

4 この法律において「復旧資金」とは、金融機関が、昭和二十九年十二月三十一日までに、被害漁業者又は被害組合に対し貸し付ける漁船の復旧に必要な資金(漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)に基いて支払われる保険金の金額に相当する資金を除く)及び漁網の復旧に必要な資金であつて、左の各号に該当するものをいふ。

二 償還期限が一年以上五年以内のものであること。

三 利率が年六分五厘以内のものであること。

5 この法律において「転貸資金」とは、金融機関が昭和二十九年十二月三十一日までに貸し付ける左に掲げる資金をいふ。

一 被害漁業者の加入する漁業協同組合又は被害組合の加入する漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会が当該被害漁業者又は当該被害組合に復旧資金を貸し付けようとするものに対し当該資金に充てるために貸し付ける資金

二 漁業協同組合連合会で前号の資金を貸し付けようとするものに対し当該資金に充てるために貸し付ける資金

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、金融機関との契約により、当該金融機関が被害漁業者又は被害組合に貸し付けた復旧資金(転貸資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ)につき、利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

資金をもつて貸し付けた同項第一号の転貸資金を除く。第四号、第六号及び第八号において同じ)につき、利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、金融機関との契約により、当該金融機関が被害漁業者又は被害組合に貸し付けた復旧資金につき、利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、金融機関との契約により、当該金融機関に対し、当該金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に貸し付けた転貸資金につき、利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 都道府県が、金融機関との契約により、当該金融機関に対し、当該金融機関が被害漁業者又は被害組合に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、金融機関との契約により、当該金融機関に対し、当該金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、金融機関との契約により、当該金融機関に対し、当該金融機関が被害漁業者又は被害組合に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するのに要する経費につき、漁船に係るものにあつてはその六分の五以内、漁網に係るものにあつてはその五分の四以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八 市町村が、金融機関との契約により、当該金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するのに要する経費につき、漁船に係るものにあつてはその六分の五以内、漁網に係るものにあつてはその五分の四以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

九 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 当該契約の当事者である金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額が

昭和二十九年五月三十一日 参議院会議録第五十五号 昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案



い」との希望を付して賛成意見の開陳がありました。

かくて討論を終了し、採決を行いましたところ、全会一致を以て、原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、簡単にございますが、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第二、昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員長片桐眞吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十九日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年五月三十一日 参議院会議録第五十五号 昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年四月における凍霜害による農作物の減収に起因する被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、農業を主たる業務とする者であつて、昭和二十九年四月における凍霜害による農作物の減収に起因する被害農家と認められるものをいふ。

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。  
一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた営農資金(農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。)につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費  
二 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農協協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費  
三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた営農資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費  
四 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農協協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費  
五 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費  
六 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農協協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費  
七 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費  
八 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農協協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費  
九 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。  
一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」といふ。)は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。  
二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた

昭和二十九年五月三十一日 参議院會議録第五十五号 昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する法律案

損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

4 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、三億〇〇万円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘(政令で定める場合は年三分)の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第七号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

5 前条第二項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補

助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

6 前条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一項を加える。  
被害農家で、昭和二十九年四月〇及び五月〇における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措

置法(昭和二十九年法律第 号) 第二條第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている営農資金のうち政令で定める額の範囲内の金額について、昭和二十九年九月三十日まで、その償還期限を二年をこえ三年以内(前項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内)とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを営農資金とみなす。

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕  
〇片柳眞吉君 只今議題となりました昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、農林委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

この法律案は、昨年の四月及び五月の候に発生した凍霜害の被害に対してとられました措置に準じたものでありまして、本年四月、各地に発生した凍霜害によつて損失を受けた農業者に対して、資金の融通を円滑に、これが経営の安定に資する目的を以て提案せられたものであります。即ち今次の凍霜害によつて、春播種又は農作物が平年に比べて収量において三割以上減収し、且つこれら減収による損失額がその農家の通常の農業総収入額の二割以上である被害農家に対して、農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会、農業協同組合又は金融機関が、肥料及び薬剤等の購入その他農業経営に必要な資金を、償還期限二年、特別の場合には三年以内で、利率年六分五厘以内の条件で、本年九月三十日までに貸

付け、その金融機関に対して、都道府県又は市町村において、年五分以内の利子補給及び融資額に対して四割以内の損失補償を行つた場合、国が融資総額三億円の範囲内において、右の利子補給金又は損失補償費の二分の一を都道府県に対して補助し、且つ昨年の凍霜害による被害農家で営農資金の貸付を受けていた者が、本年の凍霜害によつて再び被害をこうむつた場合、昨年借入れた資金の一部につき、一年以内の期限を限り期限を延長することを認め、これに対して利子補給及び損失補償の措置を継続して行ふことにしようとするものであります。

かような政府の原案に対して、衆議院において、本法の対象となる災害を拡大して、四月の凍霜害のみならず、五月の凍霜害、五月の風雪害及び雹害を追加し、資金の融通を受けることができる被害農家の資格について、風雪害による被害農家に限つては、耕作上の損失額が平年における農業総収入の一割以上であれば、融資を受けられることとし、且つ補助対象の営農資金の総額を四億五千万円に増額する等の修正を加え、以上の修正に伴つて題名を昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案と修正して議決送付せられたのであります。

委員会におきましては、政府当局に対して、本法による措置と、昨年の凍霜害対策との対比、昨年の対策の成績、資金源の見通し、末端における融資の均等且つ適正化の措置、損害評価の方法とその当否、融資と同時に国の補助措置、霜害予防対策その他幾多の問題について質疑及び要望が行われ

たのであります。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、上林委員から、次のような附帯決議、即ち  
四月及び五月の凍霜害及び暴風雪害が農家及び農作物に与えた損失は蓋し少からざるものがあり、打続く災害にて甚だ遺憾とするところである。

政府は、実情を精査し、今回成立を見んとしている災害関係法律の実施に万全を期すると共に、被災農家の救済援助及び被災作物の生育回復等に対して、過去の実績を再検討し、真に実態に応じた適切な措置を講ずべきである。

と、附帯決議の動議が提出され、討論を終り、採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付案に上林委員の提案にかかる附帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)  
〇議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)  
〇議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、可決せられました。

〔参事朗読〕  
本日委員長から左の報告書を提出し日本中央競馬会法案修正議決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、日本中央競馬会法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長片柳眞吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本中央競馬会法案  
 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十九日  
 衆議院議長 堤 康次郎  
 参議院議長 河井彌八郎

日本中央競馬会法案  
 日本中央競馬会法  
 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 管理(第七条—第十九条)
- 第三章 業務(第二十条—第二十一条)
- 第四章 会計(第二十三条—第三十条)
- 第五章 監督(第三十一条—第三十四条)
- 第六章 解散(第三十五条—第三十七条)
- 第七章 罰則(第三十六条—第四十一条)
- 附則(第四十二条)

昭和二十九年五月三十一日 参議院會議録第五十五号 議事日程追加の件 日本中央競馬会法案

第一章 総則

(趣旨)  
 第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。

(法人格)  
 第二条 日本中央競馬会(以下「競馬会」という)は、法人とする。

(事務所)  
 第三条 競馬会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 競馬会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。  
 (資本金)  
 第四条 競馬会の資本金は、競馬会の成立の際現に国営競馬特別会計に属している動産(政令で定めるものを除く)及び不動産の価額の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 前項の財産の評価については、政令で定める。  
 (登記)  
 第五条 競馬会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。  
 (名称の使用制限)  
 第六条 競馬会でない者は、日本中央競馬会という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

第二章 管理

(定款)  
 第七条 競馬会の定款には、左の事項を記載しなければならない。  
 一 目的  
 二 名称  
 三 事務所の所在地  
 四 資本金及び出資に関する規定  
 五 役員の数及び職務の分担に関する規定  
 六 理事会に関する規定  
 七 運営審議会に関する規定  
 八 業務  
 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定  
 十 準備金に関する規定  
 十一 事業年度  
 十二 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
 (規約)  
 第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、左に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

一 競馬の施行に関する規定  
 二 馬主、馬及び服色の登録に関する規定  
 三 調教師及び騎手の免許に関する規定  
 四 入場料に関する規定  
 五 会計に関する規定  
 六 役員の手給及び職員の手給及び給与に関する規定

2 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

(役員)  
 第九条 競馬会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以内及び監事三人以内を置く。  
 (役員の数及び権限)  
 第十条 理事長は、競馬会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長を補佐して競馬会の事務を掌理し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長及び副理事長を補佐して競馬会の事務を掌理し、理事長及び副理事長がともに欠けたとき又は事故があるときは、理事長の職務を代行する。

4 監事は、競馬会の業務を監査する。  
 (役員の内命)  
 第十一条 理事長、副理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。  
 (役員の内命)  
 第十二条 理事長、副理事長、理事及び監事の任期は、三年以内において定款で定める。

2 理事長、副理事長、理事及び監事は、再任されることができる。  
 3 理事長、副理事長、理事又は監事が欠けたときは、選滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

(役員の内命)  
 第十三条 左の各号の一に該当する者は、理事長、副理事長、理事又は監事となることができない。  
 一 禁治産者若しくは準禁治産者  
 二 懲役又は禁錮に処せられた者  
 三 旧競馬法(大正十二年法律第四十七号)、旧地方競馬法(昭和二十一年法律第五十七号)又は競馬法に違反して罰金に処せられた者  
 四 国務大臣、国会議員、政府職員(国家人事委員会の指定する非常勤の職員を除く)又は地方公共団体の議会の議員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)  
 五 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む)  
 六 競馬会が行つた業務に關係する馬主  
 七 競馬会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)  
 (役員の内命)  
 第十四条 理事長、副理事長、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。  
 (代表権の制限)  
 第十五条 競馬会と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事

項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競馬会を代表する。  
(理事會)

第十六条 左に掲げる事項は、理事長、副理事長及び理事をもつて構成する理事會の議決を経なければならない。  
一 収支予算及び事業計画  
二 収支決算  
三 定款の変更  
四 規約の設定及び変更  
(運営審議會)

第十七条 競馬会は、運営審議會を置く。  
第十八条 競馬会は、委員二十人組織する。  
第十九条 運営審議會の委員は、左に掲げる者のうちから、農林大臣が任命する。  
一 競馬会が行う競馬に係する馬主  
二 競走馬の生産者  
三 競馬会が行う業務に係する関係者及び騎手を代表する者  
四 学識経験を有する者

第二十条 競馬会は、理事長の諮問に應じ、競馬会の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。  
第二十一条 理事長は、前条に掲げる事項については、同条の議決前に、運営審議會の意見を聞かなければならない。  
第二十二条 競馬会は、省令の定めるところにより、事業計画を作成し、農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。

第二十三条 競馬会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めてこれを当該事業年度の開始前に農林大臣に提出し、その認可を受けなければならない。  
第二十四条 競馬会は、前項の認可を受けた予算を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。  
第二十五条 競馬会は、左に掲げる方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。  
一 競走馬を育成すること。  
二 騎手を養成し、又は訓練すること。  
三 その他競馬の健全な充展を図るため必要な業務  
(事業計画)

第二十六条 競馬会は、農林大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。  
第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発給する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額を国庫に納付しなければならない。  
第二十八条 競馬会は、政令で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失でん補準備金として積み立てなければならない。  
第二十九条 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。  
(特別積立金)

第三十条 競馬会は、毎事業年度の収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに關する説明書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、農林大臣に提出しなければならない。  
第三十一条 競馬会は、農林大臣が監督する。  
第三十二条 競馬会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競馬会に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができ

第三十三条 農林大臣は、競馬会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。  
一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの法令に基いてする農林大臣の命令に違反したとき。  
二 心身の故障により職務を執ることができないとき。  
三 前二号に掲げる場合の外、競馬会の役員として不適当と認められるとき。  
第三十四条 農林大臣は、必要があるとき、競馬会に対して報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。  
第三十五条 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求が

内」とあるのは、「二年以内」と読み替へるものとする。  
(民法の準用)  
第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、競馬会に準用する。  
第三章 業務  
(業務の範囲)  
第二十条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。  
一 競馬を開催すること。  
二 馬主、馬及び服色を登録すること。  
三 調教師及び騎手を免許すること。  
第二十一条 競馬会は、前項に掲げる業務の外、左の業務を行うことができる。  
一 競走馬を育成すること。  
二 騎手を養成し、又は訓練すること。  
三 その他競馬の健全な充展を図るため必要な業務  
(事業計画)

第二十一条 競馬会は、省令の定めるところにより、事業計画を作成し、農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。  
第二十二条 競馬会は、前項の認可を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。  
第二十三条 競馬会の事業年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

第四章 會計  
(予算)  
第二十三条 競馬会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めてこれを当該事業年度の開始前に農林大臣に提出し、その認可を受けなければならない。  
第二十四条 競馬会は、前項の認可を受けた予算を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。  
第二十五条 競馬会は、左に掲げる方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。  
一 競走馬を育成すること。  
二 騎手を養成し、又は訓練すること。  
三 その他競馬の健全な充展を図るため必要な業務  
(事業計画)

第二十六条 競馬会は、農林大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。  
第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発給する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額を国庫に納付しなければならない。  
第二十八条 競馬会は、政令で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失でん補準備金として積み立てなければならない。  
第二十九条 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。  
(特別積立金)

第三十条 競馬会は、毎事業年度の収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに關する説明書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、農林大臣に提出しなければならない。  
第三十一条 競馬会は、農林大臣が監督する。  
第三十二条 競馬会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競馬会に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができ

第三十三条 農林大臣は、競馬会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。  
一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの法令に基いてする農林大臣の命令に違反したとき。  
二 心身の故障により職務を執ることができないとき。  
三 前二号に掲げる場合の外、競馬会の役員として不適当と認められるとき。  
第三十四条 農林大臣は、必要があるとき、競馬会に対して報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。  
第三十五条 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求が

第三十六条 競馬会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競馬会に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができ

第三十七条 農林大臣は、競馬会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。  
一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの法令に基いてする農林大臣の命令に違反したとき。  
二 心身の故障により職務を執ることができないとき。  
三 前二号に掲げる場合の外、競馬会の役員として不適当と認められるとき。  
第三十八条 農林大臣は、必要があるとき、競馬会に対して報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。  
第三十九条 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求が

あつたときは、これを呈示しなればならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 解散

(解散)  
第三十五條 競馬会の解散については、別法律で定める。

(附則)  
第三十六條 政府は、第二十七條の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、有償國家

特別特別法(昭和二十九年法律第二百六十号)第四條及び附則第一項の補助の九分の九の額を、その償還性資金の試験研究施設に要する経費その他畜産の振興のために必要な経費並びに民間の社会福祉事業(公の支配に属しないものを除く)の振興のために必要となる経費に充てなければならない。この場合にあって、社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てる金額は、国庫納付金の額のおおむね四分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第七章 罰則

第三十六條 競馬会の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十七條 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込若し

くは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 左の場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。  
二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。  
三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。  
四 第三十一條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、昭和三十年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。但し、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(競馬会の設立)  
2 農林大臣は、設立委員を命じて、競馬会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の収支予算及び事業計画を作成し、これを農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

4 農林大臣は、競馬会の設立前に、競馬会の理事長を任命する。

5 附則第三項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継ぐとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。

6 理事長は、前項の規定による事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記の申請をしなければならない。

7 競馬会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

8 第四條第一項に規定する動産及び不動産は、競馬会が、その成立の時に政府の国営競馬特別会計から承継するものとし、その承継があつたときは、同項の規定による政府の出資があつたものとする。(第十三條の特例)  
9 この法律の公布の際に國營競馬の事務に從事する政府職員は、第十三條第四号の選考から任命までの期間に關する制限にかかわらず、競馬会の設立当時の役員となることのできる。(第二十七條の特例)  
10 この法律施行後一年以内に開始される競馬(一回の競馬の開催期間がこの法律の施行後一年を経過した日以後にわたる場合には、当該開催期間の終了までのものを含む)に對する第三十七條第一項の規定の適用については、同項中「百分の十一」とあるのは「百分の十五」と読み替へるものとする。

1911 (登録税法の特例) 附則第八 前項の規定による国営競馬特別会計からの不動産の承継による所有権の取得の登記については、登録税を課さない。

(競馬法の一部改正) 競馬法の一部を次のように改正する。

H012 本則中「政府」を「日本中央競馬会」に改め、「国営競馬」を「中央競馬」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第十一條の二を削る。

第十八條中「省令で定める」を「農林大臣の認可を受けて定める」に改める。

第十八條の次に次の一条を加える。

(中央競馬の停止) 第十八條の二 農林大臣は、日本中央競馬会が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して中央競馬を行つた場合には、日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命ずることができるとする。

第二十四條を次のように改める。

(秩序の維持等) 第二十四條 競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

第二十九條中第二号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走について

(経過規定) 1113 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十三條から第十五條までの規定により受けていた登録は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。

1124 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十六條の規定により受けていた免許は、その有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。

1135 附則第十條の規定による競馬法の改正前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

1143 昭和二十九年法律における國營競馬特別会計法(昭和二十四年法律第四十二号)の規定の適用については、同法第六條に規定するものの外、第二十七條の規定による競馬会からの国庫納付金をもつて國營競馬特別会計の業務勘定の歳入とし、中央競馬の監督に要する経費をもつて同勘定の歳出とするものとし、同法第七條第一項中「地方競馬の監督」とあるのは、「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替へるものとする。

11517 (所得税法の一部改正) 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「及び競復旧事業団」を、「競復旧事業団及び日本中央競馬会」に改める。

職員にあつては、中央競馬の競走について

職員にあつては、中央競馬の競走について

職員にあつては、中央競馬の競走について

〔法人税法の一部改正〕

11618 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。

〔登録税法の一部改正〕

11719 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本放送協会」の下に「日本中央競馬会」を、「放送法」の下に「日本中央競馬会法」を加える。

〔地方税法の一部改正〕

11820 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四 第八十條 第一項第三号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改め、

第百十一條の七に次の一号を加え、七十三條の七に次の一号を加える。

十二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第 号) 附則 第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得

第三十四條第二項に次の一号を加える。  
十七 日本中央競馬会が直接その事業の用に供する固定資産

〔国家行政組織法の一部改正〕

1921 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の農林省の項中「畜産局(競馬部)」を削る。

行政機関職員定員法の一部改正(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の農林省の項中「三三、七四二人」を「三三、二七七人」に、「七一、三八四人」を「七〇、九一九人」に改め、同表の合計の項中「六三三、〇四九人」を「六三二、五八四人」に改める。

〔農林省設置法の一部改正〕

2123 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を次のように改める。

十 中央競馬及び地方競馬を監督すること。

第四條中第三十九号及び第四十号を次のように改める。

三十九 獣医師及び装蹄師の免許をすること。

四十 日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命じ、その他これを監督すること。

第五條第二項中「畜産局に競馬部を」を削る。

第十一條第一項第十一号を次のように改め、同条第二項を削る。

十一 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。

第十三條中「競馬事務所」を削る。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕

〇片柳眞吉君 只今上程されました日本中央競馬会法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

御承知のように、我が国における競馬の歴史は相当古いものであります。馬は、大正十二年に競馬法が制定された以来のことでありまして、その後變遷を経て、昭和二十四年六月、現行競馬法の制定によつて國營競馬及び地方競馬として再発足して今日に至つておるのであります。而して國營競馬の形態は、世界でも異例のものであります。競馬法におきましても、この制度は、暫定経過的なものであることが明記されておるのであります。従つて政府は、一昨昭和二十七年六月、競馬制度審議委員会を設け、衆智を求め、この制度の改善方策について検討を進めておりましたところ、政府の基本的方針の一つである行政簡素化の趣旨をも勘案して、今回成案を得、本法律案を提案するに至つたものとされておるのであります。今回の改正は、國營競馬については、これが実施を國營から離すところは、これが実施を國營から離すところ、日本中央競馬会なる特殊法人を設け、競馬会をしてその施行に当らしめ、日本中央競馬会なる特殊法人を設け、競馬会をしてその施行に当らしめることとなし、日本中央競馬会の組織及び運営等について規定せんとするものが本法律案の趣意でありまして、その主な内容は、大略次のようであります。

第一は、日本中央競馬会(以下便宜上、単に競馬会といふことにいたします)の性格でありまして、競馬会は、法人として公社に準ずる性格のものとなし、役員等の任命並びに収支予算及び事業計画等について国が関与することになつており、又、役員等の資格条件を設け、且つ營利事業に対する兼職を禁止してあるのであります。次は、競馬会の資本金でありまして、資本金は、競馬会の成立の際、現に國營競馬特別会計に属している動産の大部分及び不動産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資することになつております。次は、競馬会が行う事業でありまして、これは現在政府が行なつておられる國營競馬事業の一切を一応そのまま引継いで行ふことになつております。次は、競馬会の会計についてでありまして、競馬会の収支予算及びその変更、資金の借入、余裕金の運用並びに財産の処分等は、すべて農林大臣の認可或いは許可を受けなければならぬことになつており、又、競馬会による収益については、競馬投票券の売得金に對して百分の十に相当する金額、更に毎事業年度の剰余金の二分の一に相当する金額を國庫に納付せしめることとなし、その他の剰余金も一定部分を積立てて、その任意な処分を制限しておるのであります。次は、競馬会に對する監督についてでありまして、競馬会は農林大臣がこれを監督することとなし、このため必要な監督上の諸規定を設け、なお、政府の出資によつていふ關係上、会計整理を嚴重にすることとなるのであります。次は、本法の施行期日でありまして、本法は昭和三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行することになつておりますが、併し競馬会の設立に關する規定は、公布の日から施行することになつております。なお、本法の施行によつて、農林省畜産局の競馬部及び競馬事務所は廃止せられることになり、現在農林省における競馬關係職員定員五百二十名のうち、監督の事務に充てられる五十五名を除き、他は農林省の定員から除かれることになるのであります。併しこれらの職員は、そのまま新団体に移行するものと考へられており、又、現行競馬法においては、政府は、競馬投票券の売得金の総額から払戻金及び返還金の総額を控除した残額の三分の一に相当する金額を畜産業の振興のために必要な経費に充てなければならぬことに規定されておるのであります。今この規定を削ることになつておるのであります。なお、地方競馬につきましては、問題を今後に残して、この際は何ら触れられていないのであります。

かかる政府の原案に對して、衆議院において、第一、役員等の資格条件を拡大して、國務大臣、國會議員、政府職員又は地方公共団体の議会の議員は、政府原案のように、在任中は勿論、退職後も一カ年間、但し競馬会の設立當時に限つては政府職員だけは差支えないことになつておりますが、役員となることができないこととなし、更に競馬会が行う競馬に關係する馬主も資格者とする。第二、運営の審議会の委員に競馬会が行う競馬に關係する調教師及び騎手の代表者を加える。第三は、競馬会が行うことが出来る任意の業務の範圍の規定中「競馬の健全な發展を図るため必要な業務」の中には、「馬術競技の發展」を含んでいふ旨を明記する。第四は、競馬会が納付する國庫納付金の割合を百分の十から百分の十一、但し本法施行後一年以内に開催されたも

のは百分の十・五に引上げる。第五は、政府は、国庫納付金は、これを畜産酪農の振興及び民間の社会福祉事業のために支出することを規定する。第六は、競馬会が本来の事業に供用する固定資産については固定資産税を免除すること等の修正を加え議決して本院に送付せられました。

委員会におきましては、政府当局及び衆議院代表に対して、本法律案が提案されるに至つた経緯、本法律案の前提をなす諸条件、これが内容並びに衆議院における修正の理由及びその内容等、諸般の事項について、極めて熱心な質疑が行われ、競馬の性格、競馬の意義及び利害並びにこれが存続の当否等に関する根本的な問題を初めとし、民営移管の理由及びその是非、旧日本競馬会資産継承の経緯及びその当否、日本中央競馬会の性格並びに諸外国の例、日本中央競馬会の設立、事業運営及び役員等に関する具体的な事項、国庫への納付金の使途、配分及びその支出方法等、諸般の事項に亘つて総合的に、或いは逐条的に、当局の所見が質されたのであります。これが詳細は会議録に譲ることをお許しを願いたいと思ひます。

併しながら、取りわけ本法律案による民営移管の理由及びその当否並びに競馬、特に民営の競馬が、社会風教に及ぼす影響に対して特別の関心が払われ、かかる措置は好ましくないことであるが、併し止むを得ない悪の調整として一応考へられるとしても、現実において敗戦国特有の糜爛的風潮がみなぎり、射的的弊風が氾濫しているこの間に処して、できるだけ健全な社会を作り上げることが立法政策の基調と

しなればならないのであるが、国営競馬の民営移管について、政府の方針と心構えと責任とが究明せられましたところ、これに対し、農林当局から、「現行競馬法は、その附則において現行制度は近くこれを改廃するように規定されているので、この方針に即応して政府に競馬制度審議会を設け、検討を重ね、この結果国の嚴重な監督の下における競馬とすることなし、併せて現行制度における監督者と被監督者」とが同一体である弊を除き、且つ行政簡素化の線に沿う等の理由によつて民営とするものである」と答へられ、

又、今後の運営については、保利農林大臣から、「戦後の混乱した社会における射的的風潮については憂いと同じくするものである。競馬の沿革からみても、又、畜産振興との関連においても、その健全な発達を期待し、政府においては極力弊害を防止し、健全性を保持するため各方面の意見を聞いて極力善処したい。本法によつて、戦後の変態的狀態から回復して公正な競技が行われると思う」旨の言明がなされました。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、宮本委員から、関連法律案の審議状況等に即応して、一部立法技術的修正の動議が提出せられ、又、松浦委員から、競馬の健全性を保持するため政府の善処を期待して、次のような附帯決議、即ち

- 一、日本中央競馬会の事業運営の公正及び経理の厳正に対して万全を期すること。
- 一、日本中央競馬会の職員並びに調教師及び騎手等の待遇の改善及び身分の安定に遺憾なきを期すること。

という附帯決議の動議が提出せられ、続いて採決の決果、全会一致を以て、衆議院送付案に宮本委員の動議による修正を加え、松浦委員の提案にかかる附帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決の報告でございます。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、日雇労働者の福利厚生施設費国庫補助に関する請願を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。労働委員長栗山良夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今議題となりました請願第二千六百二十六号、日雇労働者の福利厚生施設費国庫補助に関する請願につきまして、労働委員会におきます審議の結果を御報告いたします。

本請願の趣旨は、使用者と勤労者との母体となり、日雇労働者の福利厚生を図ることを目的とし、広島県日雇労働者会を設立し、所属会員は約一万二千名で、会費は、労働者が一人につき年額六十円、使用者はその所

属する労働者一名につき年額二十四円とし、県より年々四十五万円の助成金を受け、就業資金の貸付、興行入場料金の割引、理髪店経営、浴場料金の割引、通勤のための乗車料金の割引、災害弔慰金の交付、優良日雇労働者の表彰等を行なつておりますが、更にこの事業を育成し、発展を図るため国庫の補助を要請しているものであります。府県の特定の団体に国庫より助成金を交付することはなお研究を要する点もありませんが、日雇労働者の福利厚生設備の改善強化を要請しているものと解し、認められたいので、これを採択し、その旨意見を附し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本請願は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 日程第四より第七十三までの請願及び日程第七十四より第九十三までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事鈴木亨弘君。

〔鈴木亨弘君登壇、拍手〕

○鈴木亨弘君 只今議題となりました請願、陳情について、文部委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

委員会におきましては、政府当局をも招致し、慎重審議いたしました。高等学校定時制教育の予算化に関するもの十二件、老朽校舍に関するもの九件、義務教育国庫負担に関するもの六件、教職員の定員確保に関するもの六件、私立学校教職員共済組合の年金に関するもの十七件、学校給食法制定並びに国庫補助増額に関するもの四十六件、中学校校舎基準引上げに関するもの八件、公立学校事務職員的身分に関するもの三十六件、文化財保護に関するもの八件、大学教育に関するもの七件、その他三十三件、合計二百二件の請願、陳情を願意おおむね妥当と認め、議院の会議に付し、これらを内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 日程第九十四、自動車用石油製品の輸入促進等に関する陳情を議題といたします。

昭和二十九年五月三十一日 参議院會議録第五十五号 自動車用石油製品の輸入促進等に関する陳情

先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事海野三朗君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔海野三朗君登壇、拍手〕

○海野三朗君 只今議題となりました陳情について、通商産業委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

陳情第三百三十二号は、自動車用石油製品について、民生安定上輸送力確保のため、その輸入促進と価格引上阻止に格段の措置を講ぜられたいとの趣旨であります。

この陳情は、慎重審議の結果、願意をおおむね妥当なものとして認め、採択し、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

○本日の會議に付した事件

一、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

一、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙

一、日程第一 昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

一、日程第二 昭和二十九年四月における凍害被害の被害農家に対する資金の融通に関する法律案

一、日本中央競馬会法案  
一、日程第三の請願  
一、日程第四乃至第七十三の請願  
一、日程第七十四乃至第九十三の陳情

一、日程第九十四の陳情  
出席者は左の通り。

議員	議長	河井 彌八君
副議長	重宗 雄三君	
佐藤 尚武君	小林 武治君	
小林 政夫君	岸 良一君	
加藤 正人君	片柳 眞吉君	
梶原 茂嘉君	楠見 義男君	
柏木 庫治君	飯島連次郎君	
赤木 正雄君	森 八三君	
森田 義衛君	村上 義一君	
溝口 三郎君	三木與吉郎君	
三浦 辰雄君	前田 穂君	
廣瀬 久忠君	早川 慎一君	
野田 俊作君	中山 福藏君	
豊田 雅孝君	常岡 一郎君	
田村 文吉君	館 哲二君	
高橋 道男君	杉山 昌作君	
高木 正夫君	島村 軍次君	
白井 勇君	横川 信夫君	
深水 六郎君	木村 守江君	
伊能 芳雄君	高野 一夫君	
西川 弥平治君	石井 桂君	

井上 清一君	岡根 久藏君
川口爲之助君	吉田 茂次君
酒井 利雄君	佐藤清一郎君
御木 亨弘君	谷口弥三郎君
長谷山行敏君	宮田 重文君
滝井治三郎君	田中 啓一君
大矢半次郎君	石川 榮一君
石原幹市郎君	植竹 春彦君
松岡 平市君	大谷 肇清君
團 伊能君	一松 政二君
西郷吉之助君	左藤 義詮君
寺尾 豊君	中川 以良君
津島 壽一君	青木 一男君
大野木秀次郎君	伊能繁次郎君
杉原 荒太君	榎原 亨君
大谷 實雄君	宮澤 喜一君
高橋 衛君	西岡 八郎君
重政 庸徳君	小澤久太郎君
鹿島守之助君	木内 四郎君
藤野 繁雄君	雨森 常夫君
石村 幸作君	青山 正一君
秋山俊一郎君	入文 太藏君
永岡 光治君	加藤 武徳君
上原 正吉君	那 祐一君
山本 米治君	小野 義夫君
三輪 貞治君	平井 太郎君
堀 未治君	白波瀨米吉君
池田半右衛門君	島津 忠彦君
湯山 勇君	松野 鶴平君
小林 英三君	草葉 隆圓君
泉山 三六君	黒川 武雄君
石坂 豊二君	井上 知治君
岩沢 忠恭君	木下 源吉君
内村 清次君	阿貝根 登君
海野 三朗君	大倉 精一君
河合 義一君	岡 三郎君
龜田 得治君	小松 正雄君
近藤 信一君	竹中 勝男君
成瀬 暢治君	小林 亦治君

佐多 忠隆君	重盛 壽治君
小林 孝平君	久保 等君
堂森 芳夫君	田畑 金光君
森崎 隆君	高田なほ子君
安部キミ子君	藤田 進君
戸叶 武君	栗山 良夫君
吉田 法晴君	藤原 道子君
小笠原三三男君	菊川 孝夫君
山田 節男君	天田 勝正君
松本治一郎君	中田 吉雄君
三橋八次郎君	千葉 信君
羽生 三七君	市川 房枝君
東 隆君	木島 虎藏君
白川 一雄君	野本 品吉君
石川 清一君	有馬 英二君
鈴木 強平君	松浦 清一君
赤松 常子君	寺本 廣作君
須藤 五郎君	入木 秀次君
井村 徳二君	紅蔭 みつ君
加瀬 完君	千田 正君
松澤 象人君	上條 愛一君
最上 英子君	笹森 順造君
菊田 七平君	長谷部ひろ君
相馬 助治君	村尾 重雄君
鶴見 祐輔君	一松 定吉君
苦米地義三君	松原 一彦君
大山 郁夫君	

参議院會議録第五十二号正誤

頁	段	行	誤	正
二九二	二	二	法律の一部	法律の一部
二九二	二	三	疎くも疎かに	疎くも疎かに
二九二	三	三	飛躍的に	飛躍的に
二九二	三	三	廉価なる	廉価なる
二九二	三	三	飛躍的に	飛躍的に
二九二	三	三	廉価なる	廉価なる

定価 一部 十五円  
 發行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
 大藏省印刷局  
 電話九段三三三三  
 振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇  
 送料共